

事業主 殿

(一社)大分県労働基準協会佐伯支部

安全衛生推進者養成講習の開催について(ご案内)

労働安全衛生法では、下記注1記載の業種で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、一定の資格を有する者を安全衛生推進者(注1記載業種以外の業種については衛生推進者注2)として選任し、その者に事業場における安全衛生の業務を担当させなければならないことになっています。

つきましては、当協会佐伯支部において、標記教育を下記のとおり実施いたしますので、適任者を是非受講させていただきますようご案内申し上げます。

記

1 日時・場所

講習日	時間	場所	受付開始時間
平成30年7月5日(木)	8:50~17:00	佐伯東地区公民館 (佐伯市蟹田7-10)	8:30~
7月6日(金)	8:50~12:00		

※ 学科の規定時間を受講した方が修了者となり、修了証が交付されます。

遅刻、途中退場、欠席した場合は修了できませんので、ご注意ください。

2 受講資格・受講料等(税込)

2日コース			一部科目免除者(科目一部免除一覧参照)		
受講料	テキスト代	合計	受講料	テキスト代	合計
10,800円	1,404円	12,204円	6,480円	1,404円	7,884円

3 定員 20名(定員に達し次第締め切らせていただきます)

4 申込手続

締切日	平成30年6月21日(木)
申込先	〒876-0815 佐伯市野岡町1丁目4-19 広瀬ビル2階 (一社)大分県労働基準協会 佐伯支部 電話 0972-22-5080 FAX 0972-22-5087
申込方法	電話予約後、所定の受講申込書を佐伯支部まで送付ください。受講申込書は支部に常備しています。(大分県労働基準協会のホームページからも取得できます。) 一部科目免除者は、免除科目に係る証明証のコピーを受講申込書に添付してください。
写真	写真2枚(申込前6ヶ月以内に撮影した縦3.0cm×横2.4cm(運転免許証サイズ、無背景)、上三分身、脱帽、色付きメガネ不可で、裏面に氏名を記入)をご準備ください。
受講料 テキスト代	講習開始7日前までに、現金を当支部までお持ちいただくか、次の銀行口座に振込みをお願いします。 大分銀行佐伯支店 普通1490552 名義 (社)大分県労働基準協会佐伯支部
修了証	修了証は、直接本人に簡易書留で郵送しますので、個人ごとに、住所・氏名又は会社気付・本人氏名を明記し、392円分の切手を貼った定形郵便封筒を添えてお申込みください。

注1. (安全衛生推進者の選任を要する業種)

- ◇ 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- ◇ 製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

注2. (衛生推進者の選任を要する業種)

- ◇ 上記、注1記載の業種以外の業種

安全衛生推進者養成講習の科目の一部免除一覧

(1) 次の表の左欄に掲げる者は、右欄に掲げる科目を免除することができる。

安全衛生推進者養成講習の科目の一部免除を受けることができる者	免 除 科 目
1 安全管理者の資格を有する者 2 昭和49年3月4日付け基発第112号 「安全推進員及び労働衛生管理員制度について」 に基づく安全推進員講習修了者	・安全管理 ・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 ・安全衛生教育
1 衛生管理者の資格を有する者 2 昭和49年3月4日付け基発第112号 「安全推進員及び労働衛生管理員制度について」 に基づく労働衛生管理員講習修了者	・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 ・作業環境管理及び作業管理 ・健康の保持増進対策 ・安全衛生教育

(2) 一部免除の申請について

免除科目に係る証明証(例・安全推進員講習修了証、労働衛生管理員講習修了証)の写を添付して下さい。

5 その他

- ① 受講者が少人数の場合や天候等の事情により、中止、延期、時間の変更等を行うことがあります。
- ② 納入された受講料等は払い戻しいたしませんので、代わりの方の受講をお願いいたします。
- ③ 受講される方の氏名・生年月日等の個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、他の目的では使用いたしません。